

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可いたします。



◎決算特別委員会委員長の審査報告、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、認定第1号、日程第2、認定第2号、日程第3、認定第3号、日程第4、認定第4号、日程第5、認定第5号、日程第6、認定第6号、日程第7、認定第7号、日程第8、認定第8号、日程第9、認定第9号、日程第10、認定第10号、日程第11、認定第11号、日程第12、認定第12号、日程第13、認定第13号までを議題とします。

認定第1号から認定第13号までは決算特別委員会に付託してありますので、決算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

決算特別委員会委員長、酒井右一君。

1番、酒井右一君。

〔決算特別委員会委員長 酒井右一君 登壇〕

○決算特別委員会委員長（酒井右一君） 平成29年度只見町9月議会における決算特別委員会の審査報告を申し上げます。

お手元の決算特別委員会審査報告書をご覧になっていただきたいと思います。

付託された案件は13件ございました。1ページ開いていただきまして、決算特別委員会審査報告書であります。

本特別委員会に付託された議案について、審査の結果を会議規則第77条の規定によって下記により報告いたします。記。決算審査にあたっては、予算を議決した趣旨と目的に従って適正に、そして効率的に予算執行されたか。また、その執行によって最大限の効果が発揮できたか。それを主眼にして審査しました。

認定第1号 平成28年度只見町一般会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、次の意見を付して原案のとおり認定すべきものと決定しました。意見1、近年、

政策的支援にかかる予算が多額に上る。義務的な補助金や負担金を除く政策的補助金・負担金及び委託料の執行については、その効果と合理性を十分精査し予算執行にあたること。特に過疎・高齢化、人口減少等、切迫した地域課題が山積している。これが改善されるよう積極的に行・財政改革に努められたい。

2として、予算執行にあたり、各所管課等における組織的・横断的な政策連携が見られない支出が散見される。政策調整並びに事務調整を密に行い、これら最小の経費をもって最大の効果を得るよう一層努められたい。

3として、指定管理委託施設の再編が求められる要件が見られる。町が相手方と指定管理委託契約する際は、関係法の精神を十分理解し、委託料の縮減を目指すとともに住民の福利厚生に一層配慮、寄与することに努められたい。

4、決算審査時の各審査委員の提案については真摯に対応し、結果については速やかに示されたい。議会システム上、本会議というのはなかなか難しいので、各委員会と全員協議会等が、その場が、そういった速やかに示される場所だと、そういうふうな解釈であります。

尚、一般会計の審査にあたっては、抽象的な表現がありますので、具体的な内容としては、別紙として、以下の記載は意見書に添付するものではないとしてありますが、こういった具体的な案件があつて、これらを検討した結果、本報告の1・2・3・4になっているものと理解願いたいと思います。

2、認定第2号 平成28年度只見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

3、認定3号 平成28年度只見町国民健康保険施設特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

4、認定4号 平成28年度只見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

5、認定第5号 平成28年度只見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

6、認定第6号 平成28年度只見町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

7、認定第7号 平成28年度只見町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

8、認定第8号 平成28年度只見町地域包括センター特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

9、認定第9号 平成28年度只見町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

10、認定第10号 平成28年度只見町観光施設特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

11、認定第11号 平成28年度只見町交流施設特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

12、認定第12号 平成28年度只見町集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

13、認定第13号 平成28年度只見町朝日財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 認定第1号から採決を行います。

認定第1号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑ありません。

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

11番。

それでは、これより討論を行います。

○11番（山岸国夫君） 反対討論です。

○議長（齋藤邦夫君） まず、討論は反対の者から発言を許します。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 反対討論です。

認定第1号 只見町一般会計歳入歳出予算の認定についてであります。私は元々、個人情報情報の漏えいに繋がる大変な問題として、また同時に、役場の職員の事務負担が相当過度に

なってくるという面が見受けられます。そういう点で、このマイナンバー制度そのものに反対であります。

で、去年は総務省や厚労省からマイナンバーの改定に加わって、約600万ほどの町の支出があって、その半額は国から補助されております。また同時に、来年からの国民健康保険税、福島県内では保険料になると思いますが、これらの改定に伴うコンピュータ機器類の改編など、その予算総額は約5,500万円にのぼっておりました。これらは国の政策に基づいて行われるもので、町が独自に支出問題もあるでしょうけれども、やはり、約半額ぐらいしか国の補てんはないというふうに見受けられております。そういう点から個人情報の漏えい。重要な問題を抱える問題で町民に押し付けてくる、こういう制度そのものに反対であり、この決算が支出されておりますことに反対であります。また同時に、政策的課題で木材集積加工整備調査設計委託料など、成果が十分見られなかった問題も見受けられました。そういう点で認定について反対であります。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

9番、鈴木征君。

○9番（鈴木 征君） 私は賛成の立場で申し上げたいと思いますが、今、委員長が報告された審査結果のとおりでありますけれども、それに4点ほどの意見を付しております。私はあの、この意見は本当に適当である、適当であるというよりも、認定するうえに大事な点であったというふうに認識しておりますが、これらをやはり、適正に、また効果あるように予算の執行をされたということで、私は以上の意見をもって賛成であります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

反対討論ありませんか。

賛成討論ありませんか。

これで討論を終わります。

これから、認定第1号の採決を行います。

委員長は自席に…

認定第1号 平成28年度只見町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

認定第1号 平成28年度只見町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議案のとおり決

定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、認定第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、認定第2号についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑ありません。

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

11番。

それでは、ただ今から討論を行います。

まず、原案の反対者の発言を許します。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） （マイクなし 聴き取り不能）…反対の立場で討論いたします。

私は今回も、只見町における町民に賦課する国民健康保険税。町民の生活を守るうえでも基金を繰入れて減額すべきだということを主張してきておりました。元々、国民健康保険税については、国が医療費の50パーセント負担するものが、いわゆる給付費、個人が診療所に掛かった場合に本人負担3割ありますから、その7割についての5割負担ということで、ごしちさんじゅうごですから、平均して35パーセント。賦課の交付金などもありますからそういうふうにはいきませんが、受益者負担が高額になってきている背景にはこのように国保会計における国の負担の減額、社会福祉切り捨て。ここに最大の問題があるというふうに思っております。そういうことでの町が町民への安心安全な生活を守る。そのうえでの立場からの保険料軽減を私は求めてきておりました。そういう点では、一昨年に続いて同額でありますけれども、最初に申しましたように、基金を取り崩してもっと減額すべきであったという立場でありますので、そういう措置がとられない予算執行でありましたので反対であります。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

ありませんか。

ありません。

これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成28年度只見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

認定第2号 平成28年度只見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、認定第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、認定第3号について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第4号について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論あります」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 認定第4号 只見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について反対の立場で討論いたします。

これは元々、後期高齢者医療制度始まった当初から、広域化によって、それまでの只見町の国民健康保険税納めていた方々。これは、当初から保険料については毎年値上げになるという制度の設計のものでありました。そういう点では、これも国の補助が低くなるもとの、医者に掛かればどんどんどんどん、その分、受益者負担にかかってくるということで、後期高齢者医療制度そのものが受益者負担が多くなる。特に75歳以上の方は、社会に貢献してきて、当然、医者に掛かる比率も高くなるわけですから、そこに暖かい手立てをとっていくというのは、社会保障制度としては国や自治体のあるべき姿であるというふうに思います。そういう点で、度重なる値上げを強いられているこの制度そのものに反対でありますので、この認定4号については反対いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで討論を終わります。

これから認定第4号 平成28年度只見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

認定第4号 平成28年度只見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、認定第4号は原案のとおり可決されました。

続いて、認定第5号の質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

それでは、これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 認定第5号 平成28年度只見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてで反対討論を行います。

これも国の社会報奨制度削減によって受益者負担が多くなってきている問題に最大の問題があります。これは、全体とすれば、国が25パーセントしかお金を出さないということで、そういう意味では県や町、それぞれの歳出もありますけれども、受益者負担が毎年多くなるという、ここには最大の問題もあります。さらに同時に、年金加入者からは個人の納付権利を認めずに年金から強制的に差し引くという特別徴収方法がとられております。これも納得のいかない制度であります。そういう意味で、受益者の利用が増えれば、同時に負担額も増えていくというこの制度、根本のあり方。これは介護を必要としている、されている方、それから介護をする人にとっても、今、只見町においても大変な事態になっております。そしてまた、介護認定を受けて、入所をそれぞれ、施設への入所を希望されて待機になっている方も多く見受けられます。そういう点では、社会保障制度そのものの、まだまだ不十分さがあり、町民が等しくこの制度によって、きちっとこの制度を活用できるまでにも至っておりません。そういう意味で、私は最大はこの受益者負担が多くなるという制度のもと、そして社会保障制度がきちっと確立されていないこと。ここに最大の危惧を持っております。そういう意味で、この制度そのもの、当初から保険あって介護なしと言われているこの制度そのものにも反対でありますから、そういう立場でこの5号については反対をいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

これで討論を終わります。

これから認定第5号の採決を行います。

認定第5号 平成28年度只見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、認定第5号は原案のとおり可決されました。

続いて、認定第6号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第7号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第8号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第9号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第10号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第11号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第11号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第11号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第12号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第12号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第12号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第13号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第13号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第13号は委員長報告のとおり認定されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君） ここで、お諮りをいたします。

町長より、議案第64号 財産の取得について、議案第65号 工事請負契約の締結について、議案第66号 工事請負契約の締結について、同意第3号 只見町特別功労者の表彰につき同意を求めることについて、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて、同意第5号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5、追加日程第6とし、日程第14以下を繰り下げて審議したいと思います。ご異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号、議案第65号、議案第66号、同意第3号、同意第4号、同意第5号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5、追加日程第6として議題とすることに決定いたしました。

追加日程及び資料を配付させます。

〔追加日程及び資料配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第64号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） それでは、追加日程第1、議案第64号 財産の取得についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） それでは、議案第64号 財産取得についてをご説明申し上げます。

次のとおり財産を取得するというものであります。1、名称、種類、数量であります。業務用コンピュータ45台。内訳といたしましてはデスクトップ型パソコン28台、ノート型パソコン17台であります。これは職員が通常業務に使用いたしておりますパソコンでございます。導入から7年から8年経過をいたしまして、今般、更新をさせていただきたいものであります。契約の方法、指名競争入札であります。10者指名をいたしました。7者に応札をいただきました。3者辞退であります。辞退の理由は都合によりということで文書を頂戴をしております。購入金額608万9,040円。4としまして、購入の相手方、福島県会津若松市インター西105番地、株式会社シンク、代表取締役、上野文彦であります。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

1 番、酒井右一君。

○1 番（酒井右一君） これ業務用パソコンということで、ノートブックとデスク型のパソコンのようですが、これ配属先は決まっておるんですか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 配置先は決まっております。今現在使っておりますもの、そのまま更新ですので、対象職員の部署等々、詳細に調べてございますので決定はしております。

○議長（齋藤邦夫君） 1 番、酒井右一君。

○1 番（酒井右一君） 細かいこと聞いて申し訳ありませんが、議会事務局のコンピュータについてはこの中に入っておるのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議会事務局のパソコンですが、入ってございます。

○議長（齋藤邦夫君） 6 番、佐藤孝義君。

○6 番（佐藤孝義君） 一つお聞きします。これ、古いコンピュータの処理でございますが、これ、もう重要なデータが、おそらく、各課入っていると思いますが、その、どういう処理をされるのか。もう今、ただパソコンで除いただけではハードディスクやなんかに残ってますので、その辺の処理はちゃんとなされるのか。なされないのか。その辺、お伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） おっしゃるとおり、今現在使っておりますパソコンには様々なデータ入っております。これにつきましては、職員において可能な範囲で消去します。その後に専門業者におきまして専門の処理をしていただく。そして、その処理後には処理の証明書をいただくという段取りで計画をしております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに質疑ございませんか。

8 番、目黒道人君。

○8 番（目黒道人君） デスクトップ型とノート型とありますが、それぞれの1台あたりの価格を伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） パソコン1台あたりの価格であります。入札結果に基づきますもので概算で申し上げたいと思います。ノートにつきましては概ね9万円代の、すみません… ノートブック、デスクトップともに、概ねあります。11万5,000円程度であ

ります。デスクトップにつきましては、今回、ディスプレイは含まれておりません。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 佐藤議員と同じ質問でしたが、最終的に専門業者に処理していただくという発言が今お聞きしました。その処理代もこれに含まれているということですのでよろしいですか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） それにつきましては、これには含まれてございません。

○議長（齋藤邦夫君） 目黒道人君。

○8番（目黒道人君） では、設置費も込みということでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 設置費であります。現地でのセットアップ費用等々ございますので、それは今申し上げた金額には、1台あたりには含まれてございません。参考までに申し上げますが、1台あたり3,000円から4,000円の別途価格がございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 今、セットアップ料金含まれてないということで、これの予算はどうなるのか。それと、ノート型で11万というのと、結構、良い値段のほうかなと思っているんですが、それで、これCPUだとか、メモリだとか、ハードディスクだとか、そういう基準のOSのところはどの辺のものを、このノートパソコン、約11万ですか。この中には基準としてなっているのかお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 今ほどのお質しであります。セットアップ等々の費用でありますけれども、これはあの、今回のご提示をさせていただいております608万9,040円には含まれてございます。先ほど1台あたりの単価を申し上げたときに、そこには入っていないということでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。ですので、今回、ご提案を申し上げます金額にはセットアップ費用は含まれているということでもあります。パソコンの仕様であります。CPUにつきましてはコアアイセブン、メモリは8ギガ以上であります。あとは、ウィンドウズの10での動作環境保障ということで仕様を設定しており

ます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） そうすると、このウィンドウズ10の中には、エクセルだとか、ワードなんかは、基本、ソフトとして入っているんですか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） ウィンドウズ10であります。そこに加えて、仕様ですね、オフィスのソフトということでマイクロソフトのオフィス。これを仕様として入れるということで含んでおります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

8番、目黒道人君。

3回目です。

○8番（目黒道人君） 今回、コンピュータの更新ということなので、たぶん、コンピュータ機器が古いとか、動作が遅くなってきたとか、いろいろあると思います。そうだと思いますし、今これだけいろんな議論が出るということは、正直、もはや今、コンピュータなんていうのはそんなに難しい機械ではないのかなと思ってまして、これを専門業者に委託しないと設置できないということもたぶんないんでしょうし、それからまあ、今回、入札ということなんで、やっぱりこういったやりとりをしないと買えないのかなというのはわかってはいるんですが、今、DELLで直販で見ますともっと安い価格がありまして、で、各担当職員にポンと箱に入った状態で渡せば、その場に設置してですね、電源とLAN、それからディスプレイは買わないということですけど、ディスプレイのコネクタに指せば、それで基本的なセットアップはもう終わっちゃうのかなというところと、それから、ソフトウェアに関して、例えば今、会津若松市の市役所とかでは、オープンソースの表計算であったり、ワープロソフトであったりとか、まあ、主流はまあ、マイクロソフトの、なんていうんですか、オフィスが世の中多いですけども、オフィスと同等の、もしくはそれを上回るようなオープンソースソフトウェアが、これはフリーであるわけなんですね。で、こういったもの、たぶんあの、コンピュータの価格そのものよりも、くっついてくるソフトウェアのライセンス料のほうが今ちょっと高いのかなというところもありますので、これ、できたらですね、そんなに難しいものでもないし、例えばグーグルのですね、スプレッドシートとか、まったくフリーで使えるものもどんどん出していますので、こういったものも、まったくこれ、難しくな

いことです。それにお金をかける必要は今やない世の中になっているのかなと思いますので、3回目ですのでまとめて質問いたしました。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） ご説明が丁寧でなくて申し訳ありません。先ほどセットアップ費用と申しあげましたのは、搬入、そしてセットアップ。そして管理費ということで、全てあの、いわゆる経費ということでの価格であります。具体的に申しあげますと、さらに具体的に申しあげますと、セットアップ費用については、その中に含むということで主には管理費ということでご理解をいただきたい。業者さんの管理費ということでご理解をいただきたいということが1点であります。

あとは、ソフトのお話がございました。これにつきましては、実は検討いたしました。マイクロソフトのソフトよりは安いソフトがあると。類似のソフト。国内のソフトもございません。ソースネクストのソフト等もあったんですけども、やはりあの、今のものとの整合性がどうしてもとれない部分があるということで、やむを得ず従来からのものを引き継いだと。これが一番良いということでもありますけれども、そういったことであります。あとあの、オープンで、フリーのソフトということもございました。それも検討しないわけではございませんでした。しかしながら、フリーのソフトということになりますと、パソコンの管理を誰がするのかということにも繋がってまいります。基本的にはパソコン、今現在、役場で使っておりますものは、基本的なソフトにつきましては管理者権限がないとセットアップができないという状況になっておりまして、それを入れるということになって、各個人、各職員個人に任せるということが叶わない状況だということであることをご理解をいただきたいと思います。

それとあと、今ほどのセットアップに関してですけれども、基本的には職員が行います。そういった中で今現在使っております業務系のシステム。そしてLGWANとの接続等々もございますので、それはあの、管理業者の方の手をお借りをするという部分ございますが、基本的には職員がやるということで進めてございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。8番。

それでは、ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第64号 財産の取得については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第65号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、追加日程第2、議案第65号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課副課長。

○環境整備副課長（渡辺 浩君） 議案第65号についてご説明します。

工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結する。1、契約の目的、除雪機械格納庫建設工事（建築・機械）。2、契約の方法、指名競争入札。入札につきましては5者を指名して全員参加で辞退者なしであります。3、契約金額、6,588万円です。4、契約の相手方、大正工業株式会社、代表取締役、三瓶伸。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） この格納倉庫の場所と、これは何台ぐらい入る大きさなのか。

○議長（齋藤邦夫君） 副課長。

○環境整備副課長（渡辺 浩君） 場所についてですが、只見町、町下地区。只見高校のあの
宿舎っていうか、奥会津学習センターの道路向かい側であります。除雪機械について5台ほ
ど収納できるような車庫になっております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第65号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決するにご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第66号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第3、議案第66号 工事請負契約の締結についてを議題と
します。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備副課長。

○環境整備副課長（渡辺 浩君） 議案第66号についてご説明します。

工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結する。1、契約の目的、橋
梁補修工事（山里橋）。場所については、梁取地区と二軒在家地区を結ぶ伊南川に架かるあの

橋として、昭和49年に造られて、40年以上経過して老朽化が進んでおります。2、契約の方法、指名競争入札。先ほどと同じ5者を指名しまして全員参加しております。3、契約金額、5,832万円。契約の相手方、株式会社南会西部建設コーポレーション南会津本社、南会津本社長、飯塚信。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君） 工期を教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 副課長。

○環境整備副課長（渡辺 浩君） 現在のところ、雪降ると工事ができなくなってしまうので、12月の雪降る前までの12月いっぱいの工期を予定しております。で、12月中に、雪降る前に完成するような形で進めていきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第66号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

7番、鈴木好行君、退席を願います。

○7番（鈴木好行君） 退席を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） 許可します。

[7 番 鈴木好行君 退席]

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎同意第 3 号の上程、説明、採決

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第 4、同意第 3 号 只見町特別功労者の表彰につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長。

○町長（菅家三雄君） 只見町特別功労者の表彰につき同意を求めることについてをご提案いたします。

次の者を特別功労者として表彰したいので、只見町表彰条例、昭和 5 4 年只見町条例第 1 3 号第 4 条の規定により議会の同意を求めるものであります。住所、只見町大字只見字町下 2 5 9 4 番地の 1 4。氏名、鈴木好行氏であります。生年月日、昭和 3 1 年 1 0 月 1 7 日であります。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） お諮りをいたします。

本議案は人事案件でございますので、質疑・討論は行わず採決したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

尚、採決の方法については、議会申し合わせ先例集の規定に基づき無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場 閉鎖]

○議長（齋藤邦夫君） ただ今の出席議員数は 1 0 名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第 3 2 条第 2 項の規定によって、立会人に 5 番、中野大徳君、6 番、佐藤孝義君を指名いたします。

投票用紙をお配りします。

[投票用紙 配付]

○議長（齋藤邦夫君） 1 番、酒井右一君。

○1 番（酒井右一君） 確認をしておきたいことがありまして、無記名投票でありますので、これ、同意案件なので、同意する場合、しない場合、それについては表記は同意する・しないでよろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） これは投票用紙をお配りして説明いたします。

○1 番（酒井右一君） わかりました。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、念のため申し上げますが、本件については、この人事案件に対し、賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

投票用紙の配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人の方はお願いをいたします。

〔投票箱 点検〕

○議長（齋藤邦夫君） 投票箱に異常ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 異常なしと認めますか。わかりました。

それでは、ただ今から投票を行います。

立会人より投票を願います。

次に、議席番号 1 番の議員から順次、投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（齋藤邦夫君） 投票漏れはありますか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

中野大徳君、佐藤孝義君、開票の立会をお願いいたします。

〔開票〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、開票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票。有効投票 9 票。無効投票ゼロ。有効投票のうち賛成投票 9 票。反対ゼロ。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第 3 号は原案のとおり可決されました。

議場の出入口を開きます。

立会人は自席にお戻りください。

〔議場 開く〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎同意第 4 号の上程、説明、採決

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第 5、同意第 4 号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長。

○町長（菅家三雄君） 固定資産評価審査委員の選任について同意を求めることについてご説明申し上げます。

地方税法第 4 2 3 項第 3 項に規定に基づき、固定資産審査評価委員会委員に下記の者を選任したいので、議会の同意を求めます。住所、只見町大字只見字宮前 1 3 0 4 番地の 1。氏名、渡部茂氏。生年月日、昭和 2 8 年 8 月 1 日。以上、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） お諮りします。

本議案は人事案件でございますので、質疑・討論は行わず採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

尚、採決の方法については、議会申し合わせ先例集の規定に基づき無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場 閉鎖〕

○議長（齋藤邦夫君） ただ今の出席議員数は10名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に8番、目黒道人君、9番、鈴木征君を指名します。

投票用紙をお配りいたします。

念のために申し上げますが、本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

〔投票用紙 配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検しますので、立会人は立会をお願いいたします。

〔投票箱 点検〕

○議長（齋藤邦夫君） 異常ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

立会人より投票を願います。

次に、1番議員から順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（齋藤邦夫君） 投票漏れはございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

目黒道人君、鈴木征君、開票の立会をお願いいたします。

〔開票〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、開票の結果を報告いたします。

投票総数10票。有効投票10票。無効投票ゼロ。有効投票のうち賛成投票10票。反対

ゼロ。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第4号は原案のとおり可決されました。

それでは、立会人の方は自席にお戻りください。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎同意第5号の上程、説明、採決

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第6、同意第5号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長。

○町長（菅家三雄君） 教育委員会委員の選任について同意を求めることについてご説明申し上げます。

教育委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。住所、只見町大字長浜字居廻539番地。氏名、吉津美都里さん。生年月日、昭和45年8月31日であります。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） お諮りをいたします。

本議案は人事案件でございますので、質疑・討論は行わず採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

尚、採決の方法については、議会申し合わせ先例集の規定に基づき無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場 閉鎖〕

○議長（齋藤邦夫君） ただ今の出席議員数は10名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に10番、目黒仁也君、11番、山岸国

夫君を指名します。

投票用紙をお配りします。

それでは、念のために申し上げますが、本件についても賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

〔投票用紙 配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人は立会をお願いいたします。

〔投票箱 点検〕

○議長（齋藤邦夫君） 異常ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

立会人より投票を願います。

次に、1番議員から順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（齋藤邦夫君） 投票漏れありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

目黒仁也君、山岸国夫君、開票の立会をお願いいたします。

〔開票〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、開票の結果を報告いたします。

投票総数10票。有効投票数10票。無効ゼロ。有効投票のうち賛成10票。反対ゼロ。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第5号は原案のとおり可決されました。

立会人の方は自席にお戻りください。

議場の出入口を開きます。

〔議場 開く〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎経済文教常任委員長の審査報告

○議長（齋藤邦夫君） それでは、日程第14、陳情28-7 天堂沢の河川改修工事施工に関する陳情を議題とします。

経済文教常任委員長の審査報告を求めます。

2番、大塚純一郎君。

〔経済文教常任委員長 大塚純一郎君 登壇〕

○経済文教常任委員長（大塚純一郎君） 経済文教常任委員会に付託されました、下記案件の審査経過並びに結果について報告いたします。

（1）審査事件。陳情28-7 天堂沢河川改修工事施工に関する陳情。黒谷区長、菅家達朗。（2）審査経過。本事件は、平成28年5月会議において付託を受け、平成28年5月12日から平成29年7月26日までの委員会で19回審査をいたしました。この間、町当局と共に現地調査等を行い、また、県に対する要望活動等を実施してまいりました。（3）審査結果、採択。（4）理由。本件は一級河川改修にかかる陳情であります。河川改修は国県が行う事業であり、町として当該陳情に判断を加えることはできないとされておりますが、陳情の趣旨・目的は、河川構造の欠陥によって繰り返す氾濫を抑え、地域住民の安全・安心を担保しようとする内容であり、河川改修はそのための必須手段であります。自治体の責務の一つとして、住民の安全・安心を担保しなければならず、天堂沢の改修はそれを確保するための切実な地域住民の要求であり、これは自治体がなすべき本務であります。よって、議会と町当局が一体となって河川管理者に対し、氾濫を未然に防ぎ住民の安全・安心が担保できるよう早急に求めていくことが必要なことから当該陳情の趣旨を採択すべきものとししました。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これより、委員長審査報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を終わります。

ただ今の委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第28-7号は委員長報告のとおり決定されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎発委第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第15、発委第5号 議員の派遣についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、佐藤孝義君。

6番、佐藤孝義君。

〔議会運営委員長 佐藤孝義君 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤孝義君） 発委第5号 議員の派遣について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第100条第13項及び只見町議会会議規則第127条の規定により提出します。

裏面をご覧ください。議員の派遣について。本議会は、次のとおり議員を派遣するものとする。1、町村議会議員研修会。（1）目的、議会の活性化に資するため。（2）派遣場所、郡山市、郡山ユラックス熱海。（3）期間、平成29年10月23日、月曜日の1日間。（4）派遣議員、只見町議会議員11名であります。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

発委第5号 議員の派遣については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君） ここでお諮りをいたします。

佐藤孝義議員より、発議第5号 全国森林環境税の創設に関する意見書（案）が提出されました。

これらを日程に追加し、追加日程第7とし、審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定しました。資料を配付させます。

〔議案及び資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 委員長は登壇願います。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎発議第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） それでは、追加日程第7、発議第5号 全国森林環境税の創設に関する意見書（案）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

佐藤孝義君、説明をお願いします。

○6番（佐藤孝義君） 発議第5号。只見町議会議長、齋藤邦夫様。提案者、只見町議会議員、佐藤孝義。賛成者、記載のとおり議運のメンバー全員でございます。全国森林環境税の創設に関する意見書（案）。上記の議案を別紙のとおり、只見町議会会議規則第14条第2項の規

定により提出いたします。

裏面をご覧ください。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

○6番（佐藤孝義君） 内容については、前回、全協で説明してありますので、省略させていただきます。提出先については衆参院両議長。それから内閣総理大臣。あとは関係各位でございます。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

11番、山岸国夫君。

○議長（齋藤邦夫君） 反対討論です。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 簡潔に申しますが、全国森林環境税。これについては、私はすでに福島県がこの環境税をとって、個人の町民税に賦課して、1,000円すでにとっています。そういう点では、これとダブれば二重課税という形になるということが1点。

それから、その森林環境税に頼らずに、国が元々、こういう点では対策を講ずるべき問題であります。それと同時に、この税は広く国民に賦課するものであって、そういう点ではこの間、ペットボトル、それから飲料用の缶など、全国に相当な数のこの自動販売機、それからコンビニなど、スーパーなども含めて、これらがどんどんどんどん増えているというのがこの間の傾向であります。これは何故かという、やはり製造者責任税、これが緩くなっているために、こういう状況に至っています。そういう点では、国民に広くではなくて、製造者責任。ここへの課税を求めるものであって、この課税の方法が異なる、広く国民から徴収するというよりは、やっぱり製造者責任を明確にすべきであります。その製造者責任がこれ

明確になっておりませんので、よって、私は反対をいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで討論を終わります。

これから、追加日程第7の発議第5号であります、全国森林環境税の創設に関する意見書（案）についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

それでは、全国森林環境税の創設に関する意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 委員長は自席に戻っていただいて結構です。すみません。

ありがとうございました。

賛成多数です。

よって、発議第5号 全国森林環境税の創設に関する意見書（案）は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎正副議長・議員の公務出張等について

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、9月会議以降における正副議長・議員の公務出張等についてお諮りをいたします。

9月会議以降の活動及び各種行事・会議等への出張など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認・指名により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎町長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君）　ここで、町長より、発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

○町長（菅家三雄君）　平成29年度只見町議会9月会議散会にあたりまして発言の許可をいただきましたのでご挨拶を申し上げます。

本会議では、条例改正、一般会計補正予算など9議案、報告6件及び平成28年度一般会計ほか12特会の決算認定並びに追加議案を提案いたしました。追加につきましては契約、人事案件6件でご審議をお願いいたしました。慎重審議のうえ、全議案につきまして議決をいただきました。誠にありがとうございました。議決をいただきました事項につきましては、適正に執行してまいります。また、本会議及び決算特別委員会を通じて種々賜りましたご意見及び付された意見等につきましては、今後の予算執行や行政運営の中で、十分内容を踏まえ対処してまいりたいと考えております。

朝夕、寒さが感じられる季節となりました。議員各位におかれましてはくれぐれもご健康にご留意され、町政の進展のため、より一層のご協力とご支援を並びにご指導を賜りますようお願い申し上げます。

大変ありがとうございました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君）　それでは、議長からも一言御礼を申し上げたいと思います。

今回の9月会議は、通算10日間に亘る長い日程でございましたけれども、議員並びに当局におかれましては大変なご協力をいただきまして予定通りの日程で終了することができました。また、決算特別委員会の審議につきましては、いくつかの指摘事項もありましたけれども、当局の協力によりまして十分な審議を尽くすことができました。誠にありがとうございました。

また、監査委員の意見等、十分に配慮、また決算委員会の意見を留意されまして、ひとつ

改善に努めていただきたいと思います。また、29年度の事務事業でございますけれども、議会において決定された事務事業でございます。一般質問あるいは議案審議の中でいろいろな指摘・意見等がございました。まあ、事務事業については速やかな執行をしていただくとともに町政進展に努力されますようお願いを申し上げたいと存じます。

当局並びに議会各位におかれましては、秋の収穫時期となりまして公私ともになにかとご多用と思っておりますけれども、健康には十分に留意されましてご活躍をいただきますようお願いを申し上げます。一言ご挨拶といたします。

どうもご苦労様でした。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） それでは、上着の着衣をお願いいたします。

以上で、本9月会議に付された案件の審議は全て終了いたしました。

これで、只見町議会9月会議を終了いたします。

どうもご苦労様でした。

(午前11時36分)